

浄化槽は維持管理 が必要です。

あなたも浄化槽管理者です

浄化槽を設置されたみなさまは、浄化槽管理者となります。浄化槽管理者は浄化槽について定められた法律「浄化槽法」により、次のような義務が課されています。

浄化槽管理者(設置者等)の3つの義務

保守点検

機器の点検・調整、補修や消毒剤の補充等を行います。

(浄化槽法第10条)



法定検査

保守点検や清掃の確認、処理水の水質分析を行います。

(浄化槽法第7条・第11条)

清掃

浄化槽内の汚泥等を抜き取り、各装置の洗浄を行います。

(浄化槽法第10条)



快適な生活と美しい環境を守るために
浄化槽の維持管理につとめましょう

「保守点検」愛媛県の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。

「清掃」今治市の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。

「法定検査」公益社団法人 愛媛県浄化槽協会が行います。

問合せ

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会今治支部 TEL:0898-33-0023

今治市 生活環境課 TEL:0898-36-1535

いまばりリサイクル通信

【保存版】



令和2年(2020)12月1日発行 No.38

発行 今治市市民環境部リサイクル推進課
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」



プラスチック製容器包装の出し方

-  のついた袋・容器、レジ袋やペットボトルキャップなどが対象です。
※プラスチック製のハンガー・ストローなど、袋や容器でないものは対象外です。(写真参照)
- 中身は使い切って、軽く水洗いし水気を切ってください。
- 毎週1回、決められた収集日の朝8時半までに集積所の専用ネットへ、持ち運びに使用した袋から出して 中身だけをバラバラにして入れてください。
-  マークのないもの、汚れが取り除けないものは **燃やせるごみ** で出してください。

収集した **プラスチック製容器包装** に入っていた



燃やせるごみ

